**平成２１年（再口）第１４号**

青森県南津軽郡藤崎町大字藤越字西一本木27番地４

再生債務者　三浦　昌英

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月５日　青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（再口）第３０号**

堺市西区鳳東町５丁422番地５

再生債務者　粂田　　大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月６日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２１年（再口）第７号**

京都市北区西賀茂丸川町33番地４

再生債務者　澤井　信義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月７日

京都地方裁判所第５民事部再生係

## 文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　川端　達夫

第17条に次の１項を加える。

2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第32条第１項の表中「$\frac{3.18}{1,000}$」を「$\frac{4.16}{1,000}$」に、「$\frac{23.32}{1,000}$」を「$\frac{26.34}{1,000}$」に、「$\frac{33.58}{1,000}$」を「$\frac{30.56}{1,000}$」に、「$\frac{6.36}{1,000}$」を「$\frac{8.32}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{3.18}{1,000}$」を「$\frac{4.16}{1,000}$」に、「$\frac{33.58}{1,000}$」を「$\frac{30.56}{1,000}$」に改め、同条第３項中「とあるのは「$\frac{0.04}{1,000}$」と、「$\frac{23.32}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.03}{1,000}$」と、「$\frac{33.58}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.05}{1,000}$」を「とあり、「$\frac{26.34}{1,000}$」とあり、及び「$\frac{30.56}{1,000}$」とあるのは、「$\frac{0.03}{1,000}$」に改める。

附則第７条第２項中「19条」を「第17条第２項及び第19条」に「附則第７条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項、第２項及び第３項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十二年二月二十六日
　掲載頁　一五一頁（号外第三十八号）

（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十二年二月十二日
　掲載頁　一二四頁（号外第三十八号）

平成二十二年四月十五日
栃木県小山市東城南一丁目一六番地四
（甲）東京オート株式会社
代表取締役　中村　浩忠
栃木県小山市東城南一丁目一六番地四
（乙）東京オートホールディングス株式会社
代表取締役　中村　賢作

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十二年二月二十六日
　掲載頁　一五一頁（号外第三十八号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年四月十五日
栃木県小山市東城南一丁目三番地一三
（甲）栃木ホンダ販売株式会社
代表取締役　中村　芳啓
栃木県小山市東城南一丁目三番地一三
（乙）栃木ホンダ販売ホールディングス株式会社
代表取締役　中村　芳啓

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年四月十五日
東京都豊島区池袋二丁目五〇番一号
（甲）株式会社建築資料研究社
代表取締役　馬場　栄一
東京都豊島区池袋二丁目五〇番一号
（乙）株式会社日建ホールディングス
代表取締役　馬場　栄一

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月十五日
大分県豊後大野市三重町市場九七番地
合資会社舛の井
代表社員　角田　佳彦

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四百五十万円減少し三千百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月二十一日であり、株主総会の決議は、平成二十二年四月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年四月十五日
青森県八戸市大字河原木字北沼三二番地一三
有限会社カークリニック八戸
取締役　長澤　　久